

平成25年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省25-14)

政策名 ^(※1)	政策14：電波利用料財源電波監視等の実施				担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料 企画室 他6課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長事務取扱 竹内 芳明
政策の概要	電波利用料は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。また、電波利用料の予算額については、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用料として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。							
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用料）の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。						政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策目標	測定指標	基準(値) <small>(※2)</small>	基準年度	目標(値) <small>(※3)</small>	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	1 重要無線通信妨害への措置率	100%	24年度	100%	25年度	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。		
	2 総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く。)	99%	24年度	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保	25年度	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監視システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。		
	3 無線局免許申請及び無線局再免許申請における電子申請率	65.7% (速報値)	24年度	70%	25年度	また、事務の効率化と利用者の利便性向上に資する電子申請の申請率を併せて指標として設定。		
	4 電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価が、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合	80%	24年度	80%	25年度	研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。		
	5 標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差)	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	24年度	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	25年度	周波数資源の有効活用に資するため、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。		
	6 (1)電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 (2)電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 (3)安全な無線LANの利用及び設置に関する全国各地での説明会等の開催回数	(1)21回 (2)3,137件 (3)新規施策	(1)24年度 (2)24年度 (3)ー	(1)電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で21回以上開催 (2)周知啓発活動の実施件数を2,700件以上 (3)安全な無線LANの利用及び設置に関する説明会を全国で11回以上開催	25年度	(1)電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。 (2)電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る必要があることから、周知啓発活動の実施件数を指標として設定。 (3)無線LANの安全な利用及び設置に関する国民のリテラシーを高めることにより、電波の有効利用の促進を図るため、説明会等の開催回数を指標として設定。		

電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	7	電波有効利用技術の研究開発等において、外部専門家による評価が、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80%	24年度	80%	25年度	電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。
	8	パーソナル無線の廃止局数 ① 特定周波数終了対策業務によるもの ② ①によらないもの	① 72局 ② 709局	24年度	①及び②あわせて1,600局 パーソナル無線の廃止	25年度 27年度	パーソナル無線の使用期限である平成27年11月30日に向けて、特定周波数終了対策業務の活用によるパーソナル無線の廃止を推進するため、廃止局数を指標として設定。
	9	消防・救急無線及び市町村防災行政無線（移動系）のデジタル化を実施した市町村数（消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。）の割合	消防・救急無線 40.6% 市町村防災行政無線（移動系） 13.2%	24年度	消防・救急無線 100% 市町村防災行政無線（移動系） 50%以上	28年度	消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5月末であることを踏まえ、市町村が整備するアナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指標として設定。
	10	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口（整備要望がない地域の人口を除く）	5.2万人	23年度	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口の減少を一層推進する	25年度	平成24年度行政事業レビュー（公開プロセス）の議論を踏まえ、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口（整備要望がない地域の人口を除く）を指標として設定。終期目標の設定については、平成25年度に事業の在り方も含めて検討する予定。
	11	地上デジタル放送の難視聴対策世帯数	8.0万世帯	24年度	0世帯（難視聴解消後の世帯数）	26年度	地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があるため、難視聴対策世帯数を指標として設定。
達成手段（開始年度）		補正後予算額（執行額） <small>（※4）</small>		25年度 当初予算額 <small>（※4）</small>	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業 レビュー事業番号 <small>（※5）</small>
		23年度	24年度				
(1)	電波の監視等に必要経費 （平成5年度）	6,928百万円 （6,741百万円）	5,657百万円	5,651百万円	1	航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを実施する。また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知・啓発活動を行う。	0117
(2)	総合無線局監視システムの構築と運用 （平成5年度）	5,791百万円 （5,565百万円）	6,628百万円	8,698百万円	2、3	平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監視システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等（年間約30～60万件）を迅速かつ効率的に実施する。無線局免許人等に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供する。	0118
(3)	電波の安全性に関する調査及び評価技術 （平成9年度）	843百万円 （695百万円）	838百万円	750百万円	4	世界保健機関（WHO）は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的なプロジェクトを1996年（平成8年）に発足させ検討を進めており、2014～2015年（平成26～27年）頃に取りまとめ予定である。本件は、このような国際的な状況を踏まえ、我が国国民の安心安全のため、（1）WHO優先的研究課題を踏まえた生物学的影響に関する研究（生体電磁環境研究）の実施、（2）生体電磁環境研究の実施に必要な電波ばく露装置及び人体を模擬した解析モデルの開発等の実施、（3）ペースメーカーへの影響を防止するための調査を実施する。	0119
(4)	電波再配分対策 （平成23年度）	26百万円 （4百万円）	30百万円	30百万円	8	パーソナル無線の制度廃止を含むワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けた迅速な周波数再編を行うに当たり、当該無線の使用期限を定めたため、免許の有効期間到来前に利用終了を余儀なくされる利用者が発生することとなる。このため特定周波数終了対策業務により、これらの利用者に対して無線設備の残存価値等について給付金として支給し、早期の無線局廃止を促進することにより、円滑な周波数再編を確保する。	0120
(5)	無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業） （平成17年度）	5,483百万円 （3,489百万円）	3,580百万円	3,703百万円	10	地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局建設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に当該基地局建設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助する。	0121
(6)	無線システム普及支援事業（地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援） （平成20年度）	42,363百万円 （40,682百万円）	34,534百万円	33,537百万円	11	計画を策定した上で、国の支援等により、中継局、共聴施設、高性能アンテナの整備等を促進し、難視聴解消を図る。	0122

(7)	電波遮へい対策事業（トンネル） （平成11年度）	2,462百万円 （1,538百万円）	2,000百万円	4,527百万円	10	高速道路トンネルや鉄道トンネル等の閉塞地域において、移動通信用中継施設等（無線設備、光ケーブル等）の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助する。	0123
(8)	周波数の使用等に関するリテラシーの向上 （平成21年度）	201百万円 （129百万円）	190百万円	200百万円	6	電波が人体や医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問合せ等に対応する。 民間ボランティアに地域社会に密着した立場を生かした電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から電波の公平かつ能率的な利用を確保する。 スマートフォンの急速な普及による移動体通信量の増大に対処するため、安全な無線LANアクセスポイントの整備、無線LANを安全に利用する方策、無線LANに通信を迂回させる有効性等を周知啓発することで、電波の能率的かつ安全な利用を確保する。	0124
(9)	電波資源拡大のための研究開発等 （平成8年度）	11,662百万円 （10,828百万円）	12,231百万円	12,836百万円	7	周波数のひっ迫状況を緩和するため、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術について研究開発を行う。また、周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準（電波の質、通信品質、制御方式等）を策定するために、国際機関等と調整を図るとともに、実証試験やその結果の分析を行う。	0125
(10)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供 （平成9年度）	503百万円 （417百万円）	499百万円	496百万円	5	国家標準である標準周波数を定め、標準電波を発射し、無線局の周波数の校正等が行われることにより、無線局の適正な運用を図る。標準電波送信所の2局体制による安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波を発射することによって高精度な周波数等を提供する。	0126
(11)	無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業） （平成25年度）	—	—	2,499百万円	9	周波数使用期限が定められているアナログ方式による消防・救急無線のデジタル化及び市町村防災行政無線のデジタル化を一体で整備する市町村に対し、国が整備費の一部を補助することにより、全国的にデジタル化を促進し、新たな無線需要に即応するため、空いた周波数帯の再編の加速化を図る。	新25-0019

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準（値）又は実績（値）を記載。

※3 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標（値）がある場合には、目標（値）及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標（値）及び目標年度を、下段に最終的な目標（値）及び目標年度を記載。

※4 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※5 本事前分析表公表後（平成25年6月28日公表）、平成25年行政事業レビュー事業番号に変更が生じたため、当該欄を修正した（平成25年8月30日修正）。